

第3回大井川流域委員会 議事要旨

日時:平成21年10月22日(木) 10:00~12:00
場所:サンパレスホテル 2F スターパレス

中部地方整備局では「大井川水系河川整備計画(案)」の作成にむけて、整備計画の骨子や素案等について議論いただいた。

1. 開会

2. 挨拶

挨拶 (静岡河川事務所長)

3. 議事

(1) 第2回大井川流域委員会議事要旨(案)

1. 「ドウクツミミズハゼの一種は」とあるが、最近の研究成果を踏まえて、「ドウクツミミズハゼの一種等ミミズハゼ属魚類の三種は」に変更してほしい。

(2) 大井川流域委員会の規約(案)について

「大井川流域委員会の規約(案)」について確認されました。

(3) 大井川水系河川整備計画の骨子について

1. 牛尾山開削によって、牛尾の左岸側に河床の深掘れが発生するのではないか。
→資料-2にて説明
2. 牛尾山開削による準三次元不等流計算結果の流速コンターを見ると、牛尾山の上下流の流速が、かなり異なっているように思えるが、本当に流量の連続性が保たれているのか。
→資料-2にて説明
3. 牛尾山を開削することによって、想定以上に河床が下がった場合、橋脚の根入れ等の影響への対応については、河川管理者が担うのか、それとも施設管理者が担うのか。
→施設への影響を及ぼさないよう、必要な対策は河川管理者が行っていく。また、素案への記載内容は検討する。
4. 現況の濁水流量は、正常流量には程遠く、現在の素案には具体的な方策が書かれていないが、少しでも正常流量に近づける具体的な方策を素案に記述していくべきではないか。
5. 素案には、良好な景観の維持・形成とあり、公園を整備すること等が良好な景観を維持することに読み取れる。しかし、伝統的な、手を加えないような河川の景観が望ましいといった整備の方向性も読み取れる記述にしてもらいたい。
6. 大井川については、最近の20年間の雨の降り方に変化はあるのか。また、洪水時

の流量も経年的に変化しているのか。変化している場合は、計画の方に取り込むべきではないか。また近年の雨を考慮した場合、治水安全度は下がっているのか。

→資料-2にて説明

7. 長島ダムの洪水調節の変更は、どういう理由で変更するのか報告してほしい。

→現状の長島ダムの暫定操作を下流河道の流下能力等を考慮して放流量を上げることとしている。

8. 長島ダムの堆砂状況を報告してほしい。

→貯砂ダムを設けて土砂を外に排除する計画を持っている。

現在の堆砂は、ほぼ計画通り。

9. $Q=fr$ のfの流出係数について、例えば、Qを年間流量、rを年降水量としてfを求めてみるとか、降水が多い時期のfを求めてみるとか、大井川の基底流出はどのぐらいの割合になっているのかといったようなことも考えた方がよい。

流出係数については、河川砂防基準を変更することになるので、流域委員会の場で議論するべきでは無い。

10. 整備計画は30年間でやることになるのが、途中の段階で、整備の進捗状況の評価や計画の見直しは考えているのか。

→整備計画本文の中で、異常降雨や自然的な変化については見直すということは記載されている。

→整備計画本文だけでは工事は出来ないため、整備計画策定後、安倍川と同様に工事するための段階的な計画を策定する。本文の方には5年、10年で評価することを記載する。

11. 大井川に外来種の問題は発生していないか。

在来種に大きな影響を与えるような外来種はいない。

→資料-2にて説明

12. 素案には、環境の整備と保全について記載されているが、具体的な方策が書かれていない。

13. 良好な自然環境の保全・再生とあるが、創出という言葉も入れてほしい。

14. 素案の現状と課題に、過去にあった淵が消失しているということを認識させる文章を入れて欲しい。また、創出という言葉を用い、具体的な場所等を含めて、淵を創出することを考えて欲しい。

→資料-2にて説明

15. 創出という言葉は、人工的な構造物の創出をイメージさせるので、淵の創出などのように限定的に用いるようにして欲しい。

→(12~15について) 整備計画の中で創出について具体的に示すことは出来ない。具体策は、整備計画策定後の自然再生計画の中で策定していく。

資料-2にて説明

(4) 大井川水系河川整備計画素案について

主に次のような意見をいただきました。

1. 素案にある環境については、大井川単独で表現されているが、広域的な観点で

整理して欲しい(例えば、「また、大井川から取水した農業用水によって、志太平洋や榛原吉田地区、さらには小笠郡下まで多種多様な生態系をはじめとした豊かな自然環境が維持されている」)。

2. 素案に対する委員の意見については、事務局が委員への聞き取りを含めて行う。
→資料-3にて説明

(5) 意見聴取について

主に次のような意見をいただきました。

1. 意見聴取については、大きな取水を行う対象者(土地改良区、東海パルプ)が含まれていないが、意見聴取の対象者に含めるべきではないか。
同席が難しくても、何らかの方法で意見を聴取しておくべきである。
→大井川土地改良区に招請依頼しました

(6) 今後の予定について

今後の予定について確認されました。

4. 閉会

以 上